

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年4月5日

志布志市長 下平晴行



1 入札に付する物件

物件 番号 R 6-3	物件	土地
	所在地	志布志市志布志町志布志字東町3220番1
	面積	826平方メートル
	地目	雑種地
	所在地	志布志市志布志町志布志字東町3220番2
	面積	263平方メートル
	地目	雑種地
	予定価格	2,836,000円

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、志布志警察署に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為を

するためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人
又は個人

3 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月30日(木)午前10時
- (2) 場所 志布志市役所 本庁 1階会議室
志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

4 入札の方法等

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、市有財産売払い一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)による。
- (2) 入札に参加しようとする者は、令和6年5月24日(金)午後5時までに、次の部署に入札参加申込みをしなければならない。

なお、送付の方法により入札参加申込みをする場合は、令和6年5月23日(木)までに必着のこと。

志布志市役所財務課財務グループ

志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 郵便番号 899-7192

5 実施要領の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 令和6年4月5日(金)から令和6年5月24日(金)までのそれぞれの日(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(令和6年5月24日(金)にあっては、午前8時30分から午後3時まで)交付する。
- (2) 交付場所 志布志市役所財務課財務グループ
志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

上記以外に、志布志市ホームページからダウンロードすることもできる。

6 契約条項を示す期間及び場所

5の(1)及び(2)に同じ。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、実施要領に定める方法により、入札当日の入札執行前に、契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(11)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印

のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額の過少の場合の入札
- (9) 予定価格（最低売却価格）に達していない入札
- (10) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 用途の制限等

- (1) 売買物件について、売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。
- (2) 売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、4の(2)の部署に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定した日時までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

13 現地説明会

現地説明会は、指定した日により、現地で行います。

現地説明会への参加は自由ですが、不参加の場合は、現地説明事項等について全て了承されたものとみなします。

なお、現物及と公示数量が符号しない場合でも、これを理由に契約の締結を拒むことはできません。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称並びに問合せ先

志布志市役所財務課財務グループ

志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 郵便番号 899-7192

電話番号 099-472-1111（内線425）

